

- 本市の歴史まちづくりを持続的に推進するため、長野市歴史的風致維持向上計画次期計画を策定する予定
- また、平成31（2019）年4月に文化財保護法が改正され、「文化財保存活用地域計画（通称、地域計画）」制度が新設

### 文化財保存活用地域計画

市町村は、地域社会全体で文化財の継承に取り組むため、文化財の保存及び活用に関する総合的な計画を作成し、国に認定を申請することができる。

- 歴史まちづくりを総合的に推進するためには、「文化財保存活用地域計画」の基本構想を踏まえた「歴史的風致維持向上計画」を策定し、事業を実施することが望ましい。（文化庁）



**令和6年度策定予定の「文化財保存活用地域計画」と足並みを揃え、現行計画の期間を1年延長（終了年度変更：令和4年度→令和5年度）して、「歴史的風致維持向上計画（第2期）」を令和6年度策定としたい**

スケジュール（予定）		R 3年度（2021）	R 4年度（2022）	R 5年度（2023）	R 6年度（2024）
【都政課・歴史まち計画】	現行計画	国へ計画延長申請 → 承認			
	次期（第2期）計画	第1期計画の評価、課題を踏まえた第2期計画の検討・作成			計画策定 → 国の認定 → 第2期計画
文化財保存活用地域計画 【教・文化財課】		参画・連携	参画・連携	参画・連携	
		総合把握調査（既往調査整理・追跡調査等）→検討、情報発信等			計画策定 → 国の認定 → 計画

※ 本件は現時点での方針であり、今後、国との協議や本協議会意見、及び庁内会議等を経て、変更・決定とする内容です。